



2025年5月13日

各 位

会 社 名 ペ プ チ ド リ ー ム 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 リード・パトリック
(コード番号：4587 東証プライム市場)
問 い 合 わ せ 先 IR 広 報 部 デ ィ レ ク タ ー 沖 本 優 子
電 話 番 号 (0 4 4) 2 2 3 - 6 6 1 2

特別調査委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、下記のとおり特別調査委員会を設置することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 特別調査委員会の設置に至った経緯

本年4月22日、当社創薬開発事業において、2017年3月から2025年1月にかけて、特定の者による一部不適切な試薬類の発注・持ち出し（以下「本件」といいます。）があった可能性を認識し、事実関係の確認を進めてまいりました。本年4月からの新たな発注システムの導入及び体制変更に伴い、あらためて当社の試薬類の発注及び管理の状況を確認したところ、当該行為の可能性が判明いたしました。本件の影響額は、累計で最大約55百万円相当になるものと現時点で認識しております。また、当該行為を行った疑いのある者は現時点で当社に在籍しておりません。

試薬類の発注及び管理に関する内部統制を逸脱した行為である可能性が高く、また、本件の事実関係の更なる調査を踏まえた原因究明、再発防止を徹底する必要があるものと判断し、公正かつ適正な調査を行うため、外部の有識者を含めた特別調査委員会を本日付で設置することといたしました。

2. 特別調査委員会の構成

特別調査委員会では、本件の発生時期とは任期に重複のない神谷独立社外取締役・常勤監査等委員が委員長を務め、また、公正かつ適正な調査を行うため、専門性を有する外部の弁護士が委員を務めます。

委員長 神谷 紀一郎（当社独立社外取締役・常勤監査等委員）

委員 竹内 朗（プロアクト法律事務所 弁護士・公認不正検査士）

委員 岩淵 恵理（プロアクト法律事務所 弁護士・公認不正検査士）

3. 特別調査委員会の調査項目

- ・本件に係る事実関係及び類似する案件の存否の調査

- ・本件が生じた原因の究明（内部統制上の不備の可能性を含む）及び再発防止策の提言
- ・その他、特別調査委員会が必要と認める事項

4. 業績への影響について

現時点で、過去に公表済みの決算及び本日公表した 2025 年度第 1 四半期決算における本件の影響は軽微です。

5. 今後の対応について

当社は、特別調査委員会による調査に全面的に協力し、早急に調査を進めてまいります。また、特別調査委員会から調査報告書を受領次第、結果に関して速やかな開示その他必要な対応を行ってまいります。

以上